

○ 神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>(権限の委任)</p> <p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第7項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号_____に規定する自動車税_____の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を經由した県税事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1条の2～第1条の5 (略)</p> <p>第1条の6 条例第4条第1項の表9の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第8条第1項に規定する証明書（_____神奈川県自動車税管理事務所の長（以下「自動車税管理事務所長」という。）に対して交付の請求があるものを除く。）の交付に関する事務</p> <p>(6) 第2条第15号_____の規定による減免（県税事務所の長を經由して申請書が提出されるものに限る。）に関する事務（<u>同号</u>の規定に該当するか否かの審査に係る事務に限る。）</p> <p>(県税の減免)</p> <p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。</p> <p>(1)～(14)の2 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第8項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の<u>環境性能割又は種別割</u>の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を經由した県税事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1条の2～第1条の5 (略)</p> <p>第1条の6 条例第4条第1項の表9の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第8条第1項に規定する証明書（<u>自動車税の種別割について</u>、神奈川県自動車税管理事務所の長（以下「自動車税管理事務所長」という。）に対して交付の請求があるものを除く。）の交付に関する事務</p> <p>(6) 第2条第15号又は第24号の規定による減免（県税事務所の長を經由して申請書が提出されるものに限る。）に関する事務（<u>これらの規定に該当するか否かの審査に係る事務に限る。</u>）</p> <p>(県税の減免)</p> <p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。</p> <p>(1)～(14)の2 (略)</p> <p><u>15 政令第7条第1号から第4号までに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）のうち別表第1に規定する障害の級別及び程度に該当する障害を有するもの（以下「障害者」という。）のために専ら供する自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の環境性能割（他の自動車又は軽自動車に対する自動車税又は軽自動車税について当該障害者に係る減免がなされていない場合に限る。）</u></p> <p><u>ア 障害者が取得した自動車又は障害者と生計を一にする者が当該障害者のために取得した自動</u></p>

新	旧
(削除)	<p>車で、障害者が専ら運転するもの又は障害者と生計を一にする者が当該障害者のために専ら運転するもの</p> <p>イ 身体障害者等のみで構成される世帯の障害者が取得した自動車で、当該障害者を常時介護する者が当該障害者のために専ら運転するもの</p> <p>(16) 社会福祉法人又は公益社団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）若しくは公益財団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）が取得した自動車で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項若しくは第6項の主務省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害福祉施設」という。）に入所している児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）若しくは身体障害者等又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院（以下「介護老人施設」という。）に入所している同法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の通院の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p>
(削除)	<p>(17) 社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が取得した自動車で、障害福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は介護老人施設への障害児、身体障害者等又は要介護者の通所又は入所の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p>
(削除)	<p>(18) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受け、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受</p>

新	旧
<p>(削除)</p>	<p><u>け、又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業を行つているものが取得した自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の環境性能割</u></p> <p><u>ア 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション（入浴及び食事の提供を伴うものに限る。以下この条において同じ。）</u>、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（入浴及び食事の提供を伴うものに限る。以下この条において同じ。）、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。第28号において同じ。）に係る施設への要介護者又は同法第7条第4項に規定する要支援者（以下「要支援者」という。）の通所又は入所の用に専ら供するもの</p> <p><u>イ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援又は老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業に係る施設への障害児又は身体障害者等の通所又は入所の用に専ら供するもの</u></p> <p><u>(19) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2</u></p>

新	旧
	<p><u>第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。第29号において同じ。）に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、障害者総合支援法第5条第27項に規定する移動支援事業の実施について県内の市町村から委託を受け、若しくは当該事業に類する事業（当該事業に係るサービスの提供を受けるために要する費用について県内の市町村の補助を受けている者を対象とする事業に限る。第29号において同じ。）を行い、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行つているものが取得した自動車で、居宅介護等事業の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</u></p>
(削除)	<p><u>(20) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は就労することが困難な在宅障害者に対し、地方公共団体の補助を受けて作業訓練等を行う施設（以下「地域活動支援センター等」という。）を運営する者が取得した自動車で、当該地域活動支援センター等への身体障害者等の通所の用に専ら供するもの（第17号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税の環境性能割</u></p>
(削除)	<p><u>(21) 次のアからウまでのいずれかに該当する自動車（第15号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税の環境性能割</u> <u>ア 構造上身体障害者等の利用に専ら供すると認められる自動車</u> <u>イ 構造上身体障害者等の利用に供すると認められる自動車で、身体障害者等以外の者の利用にも併せて供するもの</u> <u>ウ 専ら身体障害者又は戦傷病者（政令第7条第4号に掲げる者をいう。以下同じ。）が運転するために構造変更が行われた営業用の自動車</u></p>
(削除)	<p><u>(22) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者（日本赤十字社を除く。第32号において同じ。）が取得した救急自動車に対する自動車税の環境性能割</u></p>
(削除)	<p><u>(23) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(15) 政令第7条第1号から第4号までに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）のうち別表第1に規定する障害の級別及び程度に該当する障害を有するもの（以下「障害者」という。）のために専ら供する自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税_____（他の自動車又は軽自動車に対する自動車税又は軽自動車税について当該障害者に係る減免がなされていない場合に限る。次号において同じ。） ア・イ（略）</p> <p>(16) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項若しくは第6項の主務省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害福祉施設」という。）に入所している障害者を養護する者又は当該者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該施設が作成する個別支援計画に基づく当該障害者の一時帰宅（年間24日以上のものに限る。）の用に供するもの（第22号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税_____</p> <p>(17) 社会福祉法人又は公益社団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）若しくは公益財団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）が所有する自動車で、障害福祉施設に入所している児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）、身体障害者等又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院（次号において「介護老人施設」という。）に入所している同法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の通院の用に専ら供するものに対する自動車税_____</p> <p>(18) 社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、障害福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は介護老人施設への障害児、身体障害者等又は要介護者の通所又は入所の用に専ら供</p>	<p>項の消防団の消防活動の用に供する消防専用自動車に対する自動車税の環境性能割</p> <p>(23)の2 公益財団法人日本盲導犬協会が取得した自動車で、視覚障害者の路上歩行訓練を行うことを目的として視覚障害者及び盲導犬の輸送の用に専ら供する自動車に対する自動車税の環境性能割</p> <p>(24) 障害者のために専ら供する _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の種別割（他の自動車又は軽自動車に対する自動車税又は軽自動車税について当該障害者に係る減免がなされていない場合に限る。次号において同じ。） ア・イ（略）</p> <p>(25) 障害福祉施設 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に入所している障害者を養護する者又は当該者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該施設が作成する個別支援計画に基づく当該障害者の一時帰宅（年間24日以上のものに限る。）の用に供するもの（第31号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税の種別割</p> <p>(26) 社会福祉法人又は公益社団法人_____ _____ _____ _____若しくは公益財団法人_____ _____ _____ _____が所有する自動車で、障害福祉施設に入所している障害児_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____の通院の用に専ら供するものに対する自動車税の種別割</p> <p>(27) 社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、障害福祉施設、身体障害者福祉法_____第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は介護老人施設への障害児、身体障害者等又は要介護者の通所又は入所の用に専ら供</p>

新	旧
<p>するものに対する自動車税_____</p> <p>(19) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。次号において同じ。）のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受け、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業を行つているものが所有する自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税_____</p> <p>ア 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション（入浴及び食事の提供を伴うものに限る。）、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（入浴及び食事の提供を伴うものに限る。）、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る施設への要介護者又は介護保険法第7条第4項に規定する要支援者の通所又は入所の用に専ら供するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>(20) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規</p>	<p>するものに対する自動車税の種別割</p> <p>(28) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法_____第2条第2項に規定する法人_____</p> <p>_____のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受け、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法_____第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業を行つているものが所有する自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の種別割</p> <p>ア 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション_____、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション_____、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業_____</p> <p>_____に係る施設への要介護者又は_____要支援者の通所又は入所の用に専ら供するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>(29) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規</p>

新	旧
<p>定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、障害者総合支援法第5条第27項に規定する移動支援事業の実施について県内の市町村から委託を受け、若しくは当該事業に類する事業（当該事業に係るサービスの提供を受けるために要する費用について県内の市町村の補助を受けている者を対象とする事業に限る。）を行い、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行つているものが所有する自動車で、居宅介護等事業の用に専ら供するものに対する自動車税</p> <p>(21) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は就労することが困難な在宅障害者に対し、地方公共団体の補助を受けて作業訓練等を行う施設（以下この号において「地域活動支援センター等」という。）を運営する者が所有する自動車で、当該地域活動支援センター等への身体障害者等の通所の用に専ら供するもの（第18号の規定に該当するものを除く。）に対する自動車税</p> <p>(22) 構造上身体障害者等の利用に専ら供すると認められる自動車（第15号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税</p> <p>(23) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者（日本赤十字社を除く。）が所有する救急自動車に対する自動車税</p> <p>(24) 天災により原動機等に損害を受け、運行不能になつた自動車に対する自動車税</p> <p>(25) 交通安全協会その他これに類するもの（法人であるもの及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）が、交通安全に関する広報宣伝又は防犯活動の用に専ら供する自動車に対する自動車税</p> <p>(26) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定により神奈川県公安委員会が指定した指</p>	<p>定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業</p> <p>_____に係る同法_____第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、障害者総合支援法第5条第27項に規定する移動支援事業の実施について県内の市町村から委託を受け、若しくは当該事業に類する事業_____</p> <p>_____を行い、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行つているものが所有する自動車で、居宅介護等事業の用に専ら供するものに対する自動車税の種別割</p> <p>(30) 地域活動支援センター等を_____運営する者が所有する自動車で、当該地域活動支援センター等への身体障害者等の通所の用に専ら供するもの（第27号の規定に該当するものを除く。）に対する自動車税の種別割</p> <p>(31) 構造上身体障害者等の利用に専ら供すると認められる自動車（第24号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税の種別割</p> <p>(32) 医療法_____第31条に規定する公的医療機関の開設者_____が所有する救急自動車に対する自動車税の種別割</p> <p>(33) 天災により原動機等に損害を受け、運行不能になつた自動車に対する自動車税の種別割</p> <p>(34) 交通安全協会その他これに類するもの（法人であるもの及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）が、交通安全に関する広報宣伝又は防犯活動の用に専ら供する自動車に対する自動車税の種別割</p> <p>(35) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定により神奈川県公安委員会が指定した指</p>

新	旧
<p>定自動車教習所又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により神奈川県公安委員会が指定した特定届出自動車教習所が所有する自動車で、教習の用に専ら供するものに対する自動車税_____</p>	<p>定自動車教習所又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により神奈川県公安委員会が指定した特定届出自動車教習所が所有する自動車で、教習の用に専ら供するものに対する自動車税<u>の種別割</u></p>
<p>(27) 商工会議所又は商工会が所有する自動車で、中小企業の指導及び相談の業務の用に専ら供するものに対する自動車税_____</p>	<p>(36) 商工会議所又は商工会が所有する自動車で、中小企業の指導及び相談の業務の用に専ら供するものに対する自動車税<u>の種別割</u></p>
<p>(28) 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が、学生、生徒又は児童の通学又は通園の用に専ら供する自動車に対する自動車税_____</p>	<p>(37) 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が、学生、生徒又は児童の通学又は通園の用に専ら供する自動車に対する自動車税<u>の種別割</u></p>
<p>(29) 中古自動車販売業者（所有する全ての自動車について自動車税_____の滞納がなく、かつ、減免を受けようとする年度分の自動車税_____を納期限までに納付していることその他知事が別に定める要件を満たす者に限る。）が4月1日現在において所有する自動車で、商品として展示しているものに対する自動車税_____</p>	<p>(38) 中古自動車販売業者（所有する全ての自動車について自動車税<u>の種別割</u>の滞納がなく、かつ、減免を受けようとする年度分の自動車税<u>の種別割</u>を納期限までに納付していることその他知事が別に定める要件を満たす者に限る。）が4月1日現在において所有する自動車で、商品として展示しているものに対する自動車税<u>の種別割</u></p>
<p>(30) 公益財団法人日本盲導犬協会が所有する自動車で、視覚障害者の路上歩行訓練を行うことを目的として視覚障害者及び盲導犬の輸送の用に専ら供するものに対する自動車税_____</p>	<p>(39) 公益財団法人日本盲導犬協会が所有する自動車で、視覚障害者の路上歩行訓練を行うことを目的として視覚障害者及び盲導犬の輸送の用に専ら供するものに対する自動車税<u>の種別割</u></p>
<p>(31) 燃料電池自動車の取得の促進を図る目的で県が交付する補助金の交付の決定を受けた事業に係る自動車（当該補助金の交付の申請をした者が所有するものに限る。）に対する自動車税_____（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項の規定による新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に同項の規定による新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税_____に限る。）</p>	<p>(40) 燃料電池自動車の取得の促進を図る目的で県が交付する補助金の交付の決定を受けた事業に係る自動車（当該補助金の交付の申請をした者が所有するものに限る。）に対する自動車税<u>の種別割</u>（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項の規定による新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に同項の規定による新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税<u>の種別割</u>に限る。）</p>
<p>第2条の2～第6条（略） （徴収金の納付又は納入）</p>	<p>第2条の2～第6条（略） （徴収金の納付又は納入）</p>
<p>第7条（略）</p>	<p>第7条（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>4 前3項の規定によるほか、個人事業税及び自動車税_____は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定による口座振替の方法により納付することができる。</p>	<p>4 前3項の規定によるほか、個人事業税及び自動車税<u>の種別割</u>は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定による口座振替の方法により納付することができる。</p>
<p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の県民税及び事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税並びに軽油引取税（納税者又は特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）</p>	<p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の県民税及び事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税並びに軽油引取税（納税者又は特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）</p>

新	旧
<p>以下この項において同じ。)と申請等(申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。)又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。_____)を使用して納付又は納入を行うための手続を行った場合に限る。)に係る徴収金並びに個人事業税、不動産取得税及び自動車税_____に係る徴収金は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>以下この項において同じ。)と申請等(申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。)又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。<u>次項において同じ。)</u>を使用して納付又は納入を行うための手続を行った場合に限る。)に係る徴収金並びに個人事業税、不動産取得税及び自動車税<u>の種別割</u>に係る徴収金は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入することができる。</p> <p>6 <u>第1項から第3項までの規定にかかわらず、自動車税の環境性能割は、納税者が電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の規定による申告書の提出を行う場合(当該電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条若しくは第13条の規定による登録の申請を行い、又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受ける場合に限る。)</u>には、地方税共同機構から得た納付情報により納付するものとする。</p>
<p>6 <u>前各項</u> _____ の規定によるほか、<u>前項</u> の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者(以下この項において「機構指定納付受託者」という。)が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。</p>	<p>7 <u>第1項から第5項までの規定</u>によるほか、<u>同項</u> の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者(以下この項において「機構指定納付受託者」という。)が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。</p>
<p>7 (略)</p> <p>第7条の2～第11条 (略)</p> <p>(納税証明書交付手数料の計算方法)</p> <p>第12条 条例第8条第2項に規定する手数料は、交付する枚数1枚ごとに次に定めるところによりその件数を算定して計算する。</p> <p>(1) 政令第6条の21第1項第1号及び第2号に規定する事項の証明は、税目、会計年度(法人の県民税及び事業税にあつては各事業年度とし、個人の事業税にあつてはその所得の生じた年とする。以下この号において同じ。)又は課税客体(不動産取得税、自動車税及び _____ 鉱区税に限る。以下この号において同じ。)が異なるごとに1件(特別法人事業税に関する事項の証明にあつては、 _____ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第8条の規定により特別法人事業税と併せて賦課徴収される法人の事業税に関する事項と合わせて1件とする。以下この号において同じ。)とし、税目、会計年度及び課</p>	<p>8 (略)</p> <p>第7条の2～第11条 (略)</p> <p>(納税証明書交付手数料の計算方法)</p> <p>第12条 条例第8条第2項に規定する手数料は、交付する枚数1枚ごとに次に定めるところによりその件数を算定して計算する。</p> <p>(1) 政令第6条の21第1項第1号及び第2号に規定する事項の証明は、税目、会計年度(法人の県民税及び事業税にあつては各事業年度とし、個人の事業税にあつてはその所得の生じた年とする。以下この号において同じ。)又は課税客体(不動産取得税、自動車税<u>の環境性能割及び種別割並びに</u> _____ 鉱区税に限る。以下この号において同じ。)が異なるごとに1件(自動車税に関する事項の証明にあつては<u>環境性能割又は種別割ごとに1件とし、</u> _____ 特別法人事業税に関する事項の証明にあつては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第8条の規定により特別法人事業税と併せて賦課徴収される法人の事業税に関する事項と合わせて1件とする。以下この号において同じ。)とし、税目、会計年度及び課</p>

新	旧
<p>税客体が同一のものについては、同項第1号及び第2号の証明を合わせて1件とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(県税の減免に係る申請書の提出期限)</p>	<p>税客体が同一のものについては、同項第1号及び第2号の証明を合わせて1件とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(県税の減免に係る申請書の提出期限)</p>
<p>第13条 県税の減免を受けようとする者は、当該県税の課税年度、期別、課税標準、課税客体等を記載した申請書にその理由を証明する書類を添えて、当該県税に係る納期限（第2条第14号に規定する贈与による不動産の取得に対する不動産取得税に係る減免にあつては当該贈与の取消しによる不動産の取得に対する不動産取得税に係る納期限、<u>同条第24号</u>に規定する自動車に対する自動車税_____に係る減免にあつては当該自動車の運行が可能となつた日から20日を経過する日、<u>法第158条第3項</u>_____の規定により証紙徴収の方法によつて徴収することとされている自動車税_____及び条例第59条第2項の規定により地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法によつて徴収することとされている自動車税_____に係る減免にあつては_____これらの自動車税_____に係る納期限から1月を経過する日）までに知事又は所長に申請しなければならない。</p> <p>(県税の減免に係る届出等の義務)</p>	<p>第13条 県税の減免を受けようとする者は、当該県税の課税年度、期別、課税標準、課税客体等を記載した申請書にその理由を証明する書類を添えて、当該県税に係る納期限（第2条第14号に規定する贈与による不動産の取得に対する不動産取得税に係る減免にあつては当該贈与の取消しによる不動産の取得に対する不動産取得税に係る納期限、<u>同条第33号</u>に規定する自動車に対する自動車税<u>の種別割</u>に係る減免にあつては当該自動車の運行が可能となつた日から20日を経過する日、<u>自動車税の環境性能割並びに法第177条の11第3項</u>の規定により証紙徴収の方法によつて徴収することとされている自動車税<u>の種別割</u>及び条例第59条第2項の規定により地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法によつて徴収することとされている自動車税<u>の種別割</u>に係る減免にあつては<u>自動車税の環境性能割及びこれらの自動車税の種別割</u>に係る納期限から1月を経過する日）までに知事又は所長に申請しなければならない。</p> <p>(県税の減免に係る届出等の義務)</p>
<p>第13条の2 第2条の規定による県民税の均等割、個人事業税又は自動車税_____の減免を受けた者は、減免の要件に該当しなくなつた場合その他減免に係る申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を所長に届け出なければならない。</p>	<p>第13条の2 第2条の規定による県民税の均等割、個人事業税又は自動車税<u>の種別割</u>の減免を受けた者は、減免の要件に該当しなくなつた場合その他減免に係る申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を所長に届け出なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第14条～第24条の2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第14条～第24条の2 (略)</p>
<p>第25条 削除</p> <p>第26条～第37条 (略)</p>	<p><u>(道路の延長及び面積に関する報告)</u></p> <p>第25条 指定都市の長は、毎年、4月30日までに、<u>自動車税の環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長等に関する報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第26条～第37条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>附則第22項</u>に規定する自動車税に係る第1条第1項の規定の適用については、同項第2号中「(第2条各号に掲げる県税を除く。)」とあるのは、「<u>附則第22項各号</u>に掲げる自動車税を除く。」とする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(条例附則第17条の規則で定める者等)</p> <p>9 条例附則第17条に規定する規則で定める者は、次項第3号又は<u>附則第28項第3号</u>に規定する対象施設を取得し、かつ、運営する法人で、次に掲げる法人のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>10～21 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>附則第23項</u>に規定する自動車税に係る第1条第1項の規定の適用については、同項第2号中「(第2条各号に掲げる県税を除く。)」とあるのは、「<u>附則第23項各号</u>に掲げる自動車税を除く。」とする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(条例附則第17条の規則で定める者等)</p> <p>9 条例附則第17条に規定する規則で定める者は、次項第3号又は<u>附則第29項第3号</u>に規定する対象施設を取得し、かつ、運営する法人で、次に掲げる法人のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>10～21 (略)</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(自動車税の減免)</p>	<p>(自動車税の環境性能割の減免額の特例)</p> <p>22 法附則第12条の2の13第1項から第3項までの規定を適用して算出した自動車税の環境性能割を第2条第21号イ又はウの規定により減免する場合の減免額は、第2条の2第1項の規定にかかわらず、自動車の取得価格のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者若しくは戦傷病者が運転するための構造変更に要した金額に税率を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額)から、法附則第12条の2の13第1項から第3項までの規定が適用されないものとして算出した税額に相当する額と税額との差額を控除した額(当該額が0に満たないときは、0)とする。</p> <p>(自動車税の減免)</p>
<p>22 自動車税管理事務所長は、次に掲げる自動車税を減免する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>23 自動車税管理事務所長は、次に掲げる自動車税を減免する。</p> <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車に限る。第3号において「一般乗合旅客自動車」という。)で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(以下この項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合するものであつて、次のいずれにも該当するものに対する自動車税の環境性能割(第2条第21号イ又はウの規定による減免を受けようとする場合を除く。)</p> <p>ア 乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない自動車で、道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証においてノンステップバスである旨が明らかにされているもの(第3号において「ノンステップバス」という。)</p> <p>イ 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に最初の道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録(県内における登録に限る。以下この項において「初回新規登録」という。)を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が取得したもの</p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(第4号において「一般乗用旅客自動車」という。)で、公共交通移動等円滑化基準に適合するもの(令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が取得したものに限る。)に対する自動車税の環境性能割(第2条第21号イ又はウの規定による減免を受けようとする場合を除く。)</p>

新	旧		
<p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車に限る。）</u>で、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）</u>に適合するものであつて、次のいずれにも該当するものに対する自動車税（<u>最初の道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録（県内における登録に限る。以下この項において「初回新規登録」という。）</u>の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税_____に限る。）</p> <p>ア <u>乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない自動車で、道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証においてノンステップバスである旨が明らかにされているもの</u></p> <p>イ（略）</p>	<p>(3) <u>一般乗合旅客自動車で、公共交通移動等円滑化基準</u></p> <p>_____に適合するものであつて、次のいずれにも該当するものに対する自動車税の<u>種別割（初回新規登録</u></p> <p>_____の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税の<u>種別割</u>に限る。）</p> <p>ア <u>ノンステップバス</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ（略）</p>		
<p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>で、<u>公共交通移動等円滑化基準に適合するもの（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が所有するものに限る。）</u>に対する自動車税_____（<u>初回新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）</u>以後5年度間に課すべき自動車税_____に限る。）</p> <p>（自動車税の減免額）</p>	<p>(4) <u>一般乗合旅客自動車</u></p> <p>_____で、<u>公共交通移動等円滑化基準に適合するもの（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が所有するものに限る。）</u>に対する自動車税の<u>種別割（初回新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）</u>以後5年度間に課すべき自動車税の<u>種別割</u>に限る。）</p> <p>（自動車税の減免額）</p>		
<p>23 前項の規定により自動車税を減免する場合の減免額は、税額の2分の1に相当する額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p>	<p>24 前項の規定により自動車税を減免する場合の減免額は、税額の2分の1に相当する額（<u>法附則第12条の2の13第1項から第3項までの規定を適用して算出した自動車税の環境性能割を減免する場合にあつては、これらの規定が適用されないものとして算出した税額の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）</u>から、<u>これらの規定が適用されないものとして算出した税額に相当する額と税額との差額を控除した額（当該額が0に満たないときは、0）</u>）とする。</p>		
<p>24～29（略）</p> <p>附則第1号様式～附則第3号様式の2（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>障害者減免に係る障害の級別及び程度</p> <p>1（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>25～30（略）</p> <p>附則第1号様式～附則第3号様式の2（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>障害者減免に係る障害の級別及び程度</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>戦傷病者</u></p> <table border="1" data-bbox="826 2033 1465 2074"> <tr> <td>障害の区分</td> <td>恩給法（大正12年法律第48号）別</td> </tr> </table>	障害の区分	恩給法（大正12年法律第48号）別
障害の区分	恩給法（大正12年法律第48号）別		

新	旧
	表第1号表の2及び第1号表の3に規定する重度障害の程度及び障害の程度
	視覚 特別項症から第4項症まで
	聴覚 特別項症から第4項症まで
	上肢 特別項症から第3項症まで
	下肢 特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
	体幹 特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
	その他 特別項症から第4項症まで

2 政令第7条第1号に掲げる者

(表略)

3 政令第7条第2号に掲げる者

(表略)

4 政令第7条第4号に掲げる者

障害の区分	恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2及び第1号表の3に規定する重度障害の程度及び障害の程度
視覚	特別項症から第4項症まで
聴覚	特別項症から第4項症まで
上肢	特別項症から第3項症まで
下肢	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
体幹	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
その他	特別項症から第4項症まで

別表第2(第2条の2関係)

1~20の2(略)	(略)
21 削除	削除

3 政令第7条第1号に掲げる者

(表略)

4 政令第7条第2号に掲げる者

(表略)

(新規)

別表第2(第2条の2関係)

1~20の2(略)	(略)
	(1) 取得した自動車の構造が第2条第21号アの規定に該当するものである場合は、税額の全額
	(2) 取得した自動車の構造が第2条第21号イの規定に該当するものである場合は、次のア又はイのいずれか少ない額
21 第2条第15号に規定する自動車税の環境性能割の減免	ア 税額の全額 イ 300万円に身体

新		旧	
			<p>障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額を加算した額に税率を乗じて得た額</p> <p>(3) 取得した自動車の構造が第2条第21号ア又はイの規定のいずれにも該当しないものである場合は、次のア又はイのいずれか少ない額</p> <p>ア 税額の全額</p> <p>イ 300万円に税率を乗じて得た額</p>
22 削除	削除	22 第2条第16号に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
23 削除	削除	23 第2条第17号に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
24 削除	削除	24 第2条第18号に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
25 削除	削除	25 第2条第19号に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
26 削除	削除	26 第2条第20号に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
27 削除	削除	27 第2条第21号に規定する自動車税の環境性能割の減免	<p>(1) 第2条第21号アに掲げる自動車に対する自動車税の環境性能割にあつては、税額の全額</p> <p>(2) 第2条第21号イ又はウに掲げる自動車に対する自動車税の環境性能割にあつては、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供する</p>

新		旧	
			ための構造変更又は身体障害者若しくは戦傷病者が運転するための構造変更に必要な金額に税率を乗じて得た額
28 削除	削除	28 第2条第22号に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
29 削除	削除	29 第2条第23号に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
(削除)	(削除)	29の2 第2条第23号の2に規定する自動車税の環境性能割の減免	税額の全額
	<p>(1) 所有する自動車の構造が第2条第22号の規定に該当するものである場合は、税額の全額</p> <p>(2) 所有する自動車の構造が第2条第22号の規定に該当しないものである場合は、次のア又はイの区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 法第158条第1項____の規定により普通徴収の方法によつて徴収することとされている自動車税____にあつては、次の(ア)又は(イ)のいずれか少ない額（第13条の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12（法第157条第1項____の規定により月割</p>		<p>(1) 所有する自動車の構造が第2条第31号の規定に該当するものである場合は、税額の全額</p> <p>(2) 所有する自動車の構造が第2条第31号の規定に該当しないものである場合は、次のア又はイの区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 法第177条の11第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収することとされている自動車税の種別割にあつては、次の(ア)又は(イ)のいずれか少ない額（第13条の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12（法第177条の10第1項____の規定により月割</p>

新		旧	
<p>30 第2条第15号に規定する自動車税 _____の減免</p>	<p>をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数)で除して得た額。ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあった月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を4月(同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月)から当該消滅した月までの月数で除して得た額)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 45,400円(法第157条第1項)の規定により月割をもつて課税する場合は、45,400円に納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税する場合は、45,400円に4月(同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月)から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を12で除して</p>	<p>30 第2条第24号に規定する自動車税の種別割の減免</p>	<p>をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数)で除して得た額。ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあった月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を4月(同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月)から当該消滅した月までの月数で除して得た額)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 45,400円(法第177条の10第1項)の規定により月割をもつて課税する場合は、45,400円に納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税する場合は、45,400円に4月(同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月)から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を12で除して</p>

新		旧	
	をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月) までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額		をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月) までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額
	<p>(1) 法第158条第1項____の規定により普通徴収の方法によつて徴収することとされている自動車税____にあつては、次のア又はイのいずれか少ない額（第13条の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12（法第157条第1項____の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数）で除して得た額。ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を4月（同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月）から当該消滅した月までの月数で除して得た額）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 22,700円（法第157条第1項____の規定により月割をもつて課税する場合は、22,700円に納税義務が発生し</p>		<p>(1) 法第177条の11第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収することとされている自動車税の種別割にあつては、次のア又はイのいずれか少ない額（第13条の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12（法第177条の10第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数）で除して得た額。ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を4月（同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月）から当該消滅した月までの月数で除して得た額）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 22,700円（法第177条の10第1項の規定により月割をもつて課税する場合は、22,700円に納税義務が発生し</p>

新		旧	
<p>31 <u>第2条第16号</u>に規定する自動車税の減免</p>	<p>た月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。 ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税する場合は、22,700円に4月（同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月）から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額）</p> <p>(2) <u>法第158条第3項</u>の規定により証紙徴収の方法によって徴収することとされている自動車税及び条例第59条第2項の規定により知事から得た納付情報により納付する方法によって徴収することとされている自動車税にあつては、次のア又はイのいずれか少ない額（第13条の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数で除して得た額。ただし、<u>法第157条第2項</u>の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じ</p>	<p>31 <u>第2条第25号</u>に規定する自動車税の種別割の減免</p>	<p>た月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。 ただし、同条第2項の規定により月割をもつて課税する場合は、22,700円に4月（同条第1項の規定により月割をもつて課税するときは、納税義務が発生した月の翌月）から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額）</p> <p>(2) <u>法第177条の11第3項</u>の規定により証紙徴収の方法によって徴収することとされている自動車税の種別割及び条例第59条第2項の規定により知事から得た納付情報により納付する方法によって徴収することとされている自動車税の種別割にあつては、次のア又はイのいずれか少ない額（第13条の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数で除して得た額。ただし、<u>法第177条の10第2項</u>の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じ</p>

新		旧	
	<p>て得た額を納税義務が発生した月の翌月からその消滅した月までの月数で除して得た額)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 22,700円に納税義務が発生した月の翌月から3月(法第157条第2項)の規定により月割をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額</p>		<p>て得た額を納税義務が発生した月の翌月からその消滅した月までの月数で除して得た額)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 22,700円に納税義務が発生した月の翌月から3月(法第177条の10第2項)の規定により月割をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額</p>
32 第2条第17号に規定する自動車税の減免	(略)	32 第2条第26号に規定する自動車税の種別割の減免	(略)
33 第2条第18号に規定する自動車税の減免	(略)	33 第2条第27号に規定する自動車税の種別割の減免	(略)
34 第2条第19号に規定する自動車税の減免	(略)	34 第2条第28号に規定する自動車税の種別割の減免	(略)
35 第2条第20号に規定する自動車税の減免	(略)	35 第2条第29号に規定する自動車税の種別割の減免	(略)
36 第2条第21号に規定する自動車税の減免	(略)	36 第2条第30号に規定する自動車税の種別割の減免	(略)
37 第2条第22号に規定する自動車税の減免	(略)	37 第2条第31号に規定する自動車税の種別割の減免	(略)
38 第2条第23号に規定する自動車税の減免	(略)	38 第2条第32号に規定する自動車税の種別割の減免	(略)
39 第2条第24号に規定する自動車税の減免	<p>税額に運行不能の期間の月数(暦に従って計算し、運行不能の期間が15日以上で1月に満たない場合は1月とし、15日以上端数が生じた場合は、その端数を1月とする。)を乗じて得た額を12(法第157条第1項)の規定により月割をもつて課税する場合は、納税</p>	39 第2条第33号に規定する自動車税の種別割の減免	<p>税額に運行不能の期間の月数(暦に従って計算し、運行不能の期間が15日以上で1月に満たない場合は1月とし、15日以上端数が生じた場合は、その端数を1月とする。)を乗じて得た額を12(法第177条の10第1項)の規定により月割をもつて課税する場合は、納税</p>

新		旧	
	義務が発生した月の翌月から3月までの月数)で除して得た額		義務が発生した月の翌月から3月までの月数)で除して得た額
40 第2条第25号に規定する自動車税 <u> </u> の減免	(略)	40 第2条第34号に規定する自動車税 <u>の種別割</u> の減免	(略)
41 第2条第26号に規定する自動車税 <u> </u> の減免	(略)	41 第2条第35号に規定する自動車税 <u>の種別割</u> の減免	(略)
42 第2条第27号に規定する自動車税 <u> </u> の減免	(略)	42 第2条第36号に規定する自動車税 <u>の種別割</u> の減免	(略)
43 第2条第28号に規定する自動車税 <u> </u> の減免	(略)	43 第2条第37号に規定する自動車税 <u>の種別割</u> の減免	(略)
44 第2条第29号に規定する自動車税 <u> </u> の減免	年税額の12分の3に相当する額(法第157条第2項 <u> </u> の規定により月割をもつて課税する場合で、4月1日から5月31日までの間に納税義務が消滅したときは、当該月割による税額に相当する額)	44 第2条第38号に規定する自動車税 <u>の種別割</u> の減免	年税額の12分の3に相当する額(法第177条の10第2項の規定により月割をもつて課税する場合で、4月1日から5月31日までの間に納税義務が消滅したときは、当該月割による税額に相当する額)
45 第2条第30号に規定する自動車税 <u> </u> の減免	(略)	45 第2条第39号に規定する自動車税 <u>の種別割</u> の減免	(略)
46 第2条第31号に規定する自動車税 <u> </u> の減免	(略)	46 第2条第40号に規定する自動車税 <u>の種別割</u> の減免	(略)

別表第3 (略)

別表第3 (略)

別表第4 (第37条関係)

別表第4 (第37条関係)

1～3の2 (略)	(略)	1～3の2 (略)	(略)
4 第7条の納付書又は納入書	(略)	4 第7条の納付書又は納入書	(略)
	削除		納付書(自動車税環境性能割の第8号様式更正・決定用)
	(略)		(略)
	納付書(自動車税 <u> </u> 督促状等(OCRバーコード付)用) 第9号様式の4		納付書(自動車税種別割督促状等(OCRバーコード付)用) 第9号様式の4
(略)	(略)	(略)	(略)
4の2 (略)	(略)	4の2 (略)	(略)
5 法等の規定	(略)	5 法等の規定	(略)
	督促状(自動車税 <u> </u> 一般用 第16号様式)		督促状(自動車税種別割一般用 第16号様式)

新		旧	
による督促状	督促状（自動車 税_____随時用 第16号様式の2 ）	による督促状	督促状（自動車 税種別割随時用 第16号様式の2 ）
6～34 (略)	(略)	6～34 (略)	(略)
35 第11条の証 明書	自動車税納税証 明書_____（所 第49号様式 内用）	35 第11条の証 明書	自動車税納税証 明書種別割（所 第49号様式 内用）
	自動車税納税証 明書_____（納 第50号様式 税通知書用）		自動車税納税証 明書種別割（納 第50号様式 税通知書用）
	自動車税納税証 明書_____（催 第50号様式の2 告用）		自動車税納税証 明書種別割（催 第50号様式の2 告用）
	自動車税納税証 明書_____（所 第50号様式の3 内（OCRバー コード付）用）		自動車税納税証 明書種別割（所 第50号様式の3 内（OCRバー コード付）用）
	(略)		(略)
35の2 (略)	(略)	35の2 (略)	(略)
36 政令第7条 の4の6第1 項、第20条第 1項、第35条 の7の4第1 項、第37条の 15の2第1項、 第39条の10の 2第1項、第 40条第1項、 第43条の12の 2第1項、第 44条の2第1 項、第45条第 1項、第52条 の13の4第1 項、第52条の 16第1項及び 第55条第1項 の書面	(略)	36 政令第7条 の4の6第1 項、第20条第 1項、第35条 の7の4第1 項、第37条の 15の2第1項、 第39条の10の 2第1項、第 40条第1項、 第43条の12の 2第1項、第 44条の4第1 項、第45条第 1項、第52条 の13の4第1 項、第52条の 16第1項及び 第55条第1項 の書面	(略)
36の2～100 (略)	(略)	36の2～100 (略)	(略)
101 削除	削除	101 第25条の報 告書	自動車税環境性 能割額の交付額 の算定に用いる 第126号様式 道路の延長等に 関する報告書

新		旧	
102 削除	削除	102 法第161条 第2項の修正 申告書	自動車税環境性 能割修正申告書 第127号様式
103 削除	削除	103 法第164条 第2項の規定 による申告	自動車税環境性 能割徴収猶予申 告書 第128号様式
104 削除	削除	104 法第164条 第5項におい て準用する法 第15条の3第 3項の規定に よる通知	自動車税環境性 能割徴収猶予取 消通知書 第129号様式
105 削除	削除	105 法第164条 第6項及び第 165条第2項の 規定による申 請	自動車税環境性 能割還付（納付 義務免除）申請 書 第130号様式
106 削除	削除	106 法第168条 第4項、第171 条第7項及び 第172条第5項 の規定による 通知	自動車税環境性 能割更正（決定） 通知書 第131号様式
107 法第158条 第2項の 納税通知書	納税通知書（自 動車税_____一 般用） 第132号様式 納税通知書（自 動車税_____口 座振替用） 第132号様式の 2 納税通知書（自 動車税_____随 時課税等用） 第132号様式の 3 納税通知書（自 動車税_____一 括納税用） 第132号様式の 4	107 法第177条 の11第2項の 納税通知書	納税通知書（自 動車税種別割一 般用） 第132号様式 納税通知書（自 動車税種別割口 座振替用） 第132号様式の 2 納税通知書（自 動車税種別割随 時課税等用） 第132号様式の 3 納税通知書（自 動車税種別割一 括納税用） 第132号様式の 4
108～111 (略)	(略)	108～111 (略)	(略)
112 条例第59条 第1項の納税 済印	納税済印（自動 車税_____用） 第137号様式	112 条例第59条 第1項の納税 済印	納税済印（自動 車税種別割用） 第137号様式
113 (略)	(略)	113 (略)	(略)
113の2 条例第 60条の2の規 定による請求	自動車税の賦課 徴収に関する事 項の照会書 第141号様式	113の2 条例第 60条の2の規 定による請求	自動車税種別割 の賦課徴収に関 する事項の照会 書 第141号様式

新		旧	
113の3 条例第 60条の2の報 告書	自動車税の賦課 徴収に関する事 項の報告書 第141号様式の 2	113の3 条例第 60条の2の報 告書	自動車税種別割 の賦課徴収に関 する事項の報告 書 第141号様式の 2
114～126 (略)	(略)	114～126 (略)	(略)

削除

第8号様式(自動車税環境性能割の更正・決定用)(別表第4関係)(用紙 縦15.2センチメートル 横28.2センチメートル)

電算
ハンチ

県 税

都道府県コード 140007 領収済通知書

納税者		収入年度		税目コード	登録番号	月
課税年度	区分	区	分			
県 自動車税環境性能割						
不足・決定税額	千	百	十	万	千	百
延滞金	日分					
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						
計						
納期限						
本来の納期限						
上記の金額を領収したので、通知します。 神奈川県自動車税管理事務所出納員殿						
						領収日付印

都道府県コード 140007 納付書(原符)

納税者		収入年度		税目コード	登録番号	月
課税年度	区分	区	分			
県 自動車税環境性能割						
不足・決定税額	千	百	十	万	千	百
延滞金	日分					
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						
計						
納期限						
本来の納期限						
取納通知先 神奈川県自動車税管理事務所						
日 計						領収日付印
						円

県 税

都道府県コード 140007 領収証書

納税者		収入年度		税目コード	登録番号	月
課税年度	区分	区	分			
県 自動車税環境性能割						
不足・決定税額	千	百	十	万	千	百
延滞金	日分					
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						
計						
納期限						
本来の納期限						
上記の金額を領収しました。						
納付場所						領収日付印
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関						

第9号様式の4 (自動車税種別割督促状等 (OCRバーコード付) 用) (別表第4関係) (用紙 縦11.4センチメートル 横27.6センチメートル)

神奈川県 税 領収証書
 都道府県コード 140007

神奈川県厚原符兼
 払込金受領証
 自動車税種別割

神奈川県自動車税種別割納付書兼納付済通知書

加入者名	口座記号 番号	税額	円
収納機 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
収納通知先 神奈川県自動車税管理事務所出納員			納期限

延滞金	合計金額	円
□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□	円

納税者氏名	様
収納代行会社	

領収日付印

加入者名	税額	円
口座記号 番号	延滞金	円
納税者	合計金額	円
	納期限	
納付内容	納付先	神奈川県自動車税管理事務所

日計
 □□
 円

領収日付印

課税年度	年	月	自動車税種別割	円
			延滞金	
			合計金額	
			納期限	

上記の金額を領収しました。

納付場所
 神奈川県指定金融機関
 神奈川県指定代理店
 全国の地方税統一QRコード対応金融機関
 主なコンビニエンスストア(納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。)

領収日付印

第10号様式 (自動車税用) (別表第4関係) (用紙

縦18センチメートル 横27センチメートル)

県 税

都道府県コード 140007 自動車税領収通知書

納税者			新→移→	整
自動車登録 番号 (車両)			年 度	月 分
課税 性能割	税 額	日 分	千 円	百 円
	延滞金	日 分	千 円	百 円
種 別			割	
計				
納 期 限			→	←
上記の金額を領収したので、通知します。 神奈川県自動車税管理事務所出納員殿				
				領収日付印

県 税

都道府県コード 140007 自動車税納付書 (原符)

納税者			新→移→	整
自動車登録 番号 (車両)			年 度	月 分
課税 性能割	税 額	日 分	千 円	百 円
	延滞金	日 分	千 円	百 円
種 別			割	
計				
納 期 限			→	←
収納通知先 神奈川県自動車税管理事務所				
日 計			円	
				領収日付印

県 税

都道府県コード 140007 自動車税領収証書

納税者			新→移→	整
自動車登録 番号 (車両)			年 度	月 分
課税 性能割	税 額	日 分	千 円	百 円
	延滞金	日 分	千 円	百 円
種 別			割	
計				
納 期 限			→	←
上記の金額を領収しました。				
横濱銀行中山支店自動車税管理事務所横 濱駐在所内派出所 横濱銀行愛川支 店自動車税管理事務所相模駐在所内 派出所、横濱銀行平塚支店自動車税管理 事務所湖南駐在所内派出所 横濱銀 行川崎支店自動車税管理事務所川崎駐在所 内派出所、横濱銀行中田支店神奈 川県自動車会議所神奈川事業所内派出所 及び横濱銀行荻川支店神奈川県自動車公 議所相模駐在所内派出所				領収日付印

(別紙)

(別紙)

自動車 登録番号	
年度	月分
県	自動車税
税額	百 十 万 千 百 十 十 四
納期	限

第16号様式 (自動車税種別割一般用) (別表第4関係) (用紙 縦11.4センチメートル 横
8.6センチメートル)

(表)

様		
督 促 状		
県 税	<u>自 動 車 税 種 別 割</u>	
督 促 状 番 号 (自動車登録) 番 号	年度 (月随時分)	税 額
		円
延 滞 金	記載の計算による金額	

上記の金額を至急納めてください。

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 印

(裏) (略)

この督促に不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この督促については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 1 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないときは、やむを得ず差押えをすることになります。

2 この督促状に添付された納付書により、納付場所として記載されている最寄りの金融機関等で納付してください。

3 最寄りの県税事務所又は自動車税管理事務所に納めに来られるときは、この督促状及び納付書を持参してください。

4 この督促状が送達される前に納められたときは、この督促状は無効となりますので、御了承ください。

備考 次の内容を記載した書面を添付して施行すること。

延滞金の計算

延滞金については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に
応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の
場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日
から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割
合（令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年
の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パー
セントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）
が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金
特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの
割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基
準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合
が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割
合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割
合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年
7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年
0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）とす
る。）を乗じて計算した金額となります。この場合における年当たり
の割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とし
ます。

第16号様式の2 (自動車税種別割随時用) (別表第4関係) (表) (用紙 日本産業規格A 4縦長型)

様

督 促 状

督 促 状 番 号 (自 動 車 登 録 番 号)	
課 税 年 度	年 度
課 税 月	
自 動 車 税 種 別 割 ()	円
延 滞 金	裏面記載の計算による金額

上記の金額を至急納めてください。

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 印

(裏)

この督促に不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができません。

また、この督促については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限って、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかにかかわらず、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができません。

1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 1 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないときは、やむを得ず差押えをすることに なります。

2 この督促状に添付された納付書により、納付場所として記載されている最寄りの金融機関等で納付してください。

3 最寄りの県税事務所又は自動車税管理事務所に納められたいときは、この督促状及び納付書を持参してください。

4 この督促状が送達される前に納められたいときは、この督促状は無効となりますので、御了承ください。

延滞金の計算

延滞金については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合は、年0.1パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した金額となります。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第二次納税義務免除申告書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

郵便番号
住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり自動車税種別割に係る第二次納税義務の免除を申告します。

登録番号					車名及び型式	
主たる定置場の所在地				登録年月日	. .	
自動車の 買主	住（居）所等					
	氏名 (法人の名称)					
売買契約 の内容等	契約年月日	. .	割賦回数	回		
	売買代金	円	代金の最終支払年月日	. .		
	代金の支払方法		受け取ることができなくなった代金	円		
免除を受けようとする自動車税種別割		年度		税額	円	
自動車の所在が不明となった日及びその経過等						
買主の住（居）所等が不明となった日及びその経過等						

備考 自動車の所在不明、使用者の住（居）所等の不明及び売買代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったことを証する書類を添えてください。

第二次納税義務免除に関する通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 印

次のとおり自動車税種別割に係る第二次納税義務を免除します（することができません）ので、通知します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

登録番号								年度	
税額		円	税額のうち第二次納税義務を免除する額					円	
買主の氏名 (法人の名称)									

(理由)

備考 審査請求及び取消訴訟の教示並びに理由は、第二次納税義務を免除することができない場合に記載すること。

自動車税種別割納税証明書

（継続検査・構造等変更検査用）

下記の自動車について~~自動車税種別割（令和元年9月30日以前に納税義務が発生し、~~
課税された自動車税を含む。）の滞納がない（滞納があることが天災その他やむを得ない理由によるものである）ことを証明します。

年 月 日

神奈川県 事務所長 印

登録番号	
車台番号	

有効期限	年 月 日
------	-------

滞納額及び滞納の理由

自動車税（令和元年10月1日から令和8年3月31日までの間に納税義務が発生し、
課税された自動車税種別割

第50号様式（納税通知書用）（別表第4関係）（用紙 縦11.4センチメートル 横4.9センチメートル）

自動車税種別割納税証明書
（継続検査・構造等変更検査用）

自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	年 月 日

上記の自動車について自動車税種別割（令和元年9月30日以前に納税義務が発生し、課税された自動車税を含む。）の滞納がないことを証明します。

神奈川県自動車税管理事務所長 印

備考 次の場合は、使用できません。

- 1 神奈川県自動車税管理事務所長印部分が抹消されているもの
- 2 取扱日付印のないもの
- 3 取扱日付印があつても、延滞金が未納となつているもの

取扱日付印

自動車税（令和元年10月1日から令和8年3月31日までの間に納税義務が発生し、課税された自動車税種別割

自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	年 月 日

上記の自動車について自動車税種別割（令和元年9月30日以前に納税義務が発生し、課税された自動車税を含む。）の滞納がないことを証明します。

備考 次の場合は、使用できません。

- 1 神奈川県自動車税管理事務所長印部分が抹消されているもの
- 2 取扱日付印のないもの
- 3 取扱日付印があつても、延滞金が未納となつているもの

神奈川県自動車税管理事務所長 印

取扱日付印

〔自動車税（令和元年10月1日から令和8年3月31日までの間に納税義務が発生し、課税された自動車税種別割）

第50号様式の3（所内（OCRバーコード付）用）（別表第4関係）（用紙 縦11.4センチメートル 横4.9センチメートル）

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号

車台番号

本証明書の有効期限

年 月 日

上記の自動車について自動車税種別割（令和元年9月30日以前に納税義務が発生し、課税された自動車税を含む。）の滞納がないことを証明します。

神奈川県自動車税管理事務所長 関

備考 次の場合は、使用できません。

- 1 神奈川県自動車税管理事務所長関部分が抹消されているもの
- 2 取扱日付印のないもの
- 3 取扱日付印があつても、延滞金が未納となつているもの

取扱日付印

自動車税（令和元年10月1日から令和8年3月31日までの間に納税義務が発生し、課税された自動車税種別割

第74号様式の3 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
 不動産取得税住宅特例 (住宅用土地の減額) 適用申告書

(略) 神奈川県 県税事務所長殿

年 月 日

郵便番号
 住(居)所又は所在地
 氏名又は法人名及び
 代表者氏名
 個人番号又は法人番号
 電話番号

次とおりの不動産取得税に係る住宅に対する課税標準の特例 (住宅用土地の取得に対する減額) の適用について申告します。

所	所在地番	家屋番号	種	類	構造	床面積	用途	新築年月日	取得の原因
住宅の明細等			戸区分併	建有所等宅		m ²	自己居家用	・	
			戸区分併	建有所等宅			自己居家用	・	
耐震基準既住宅の状況等	取得年月日	租税特別措置法第73条の適用の有無	耐震基準不適合既住宅の状況等	取得年月日	取得年月日	耐震改修の完了年月日	居住の用に供した年月日	総務省令で定める耐震基準適合証明の有無	取得年月日
土地									

課税標準となるべき価格

円

の
明
細
等

取得後2年以内の特例適用住宅の新築（予定）（住宅の新築時まで土地を継続して所有する場合又は取得した土地を譲渡し、当該譲渡を受けた者が特例適用住宅を新築する場合に限る。）の有無	有 ・ 無
取得前1年以内の特例適用住宅の新築（自ら新築するものに限る。）等の有無	有 ・ 無
取得後1年以内又は取得前1年以内の自己居住用の耐震基準適合既存住宅、耐震基準不適合既存住宅（法第73条の27の2の規定の適用を受けけるものに限る。）又は特例適用住宅（新築未使用のものに限る。）の取得（予定）の有無	有 ・ 無

- 備考 1 ⁽¹⁰²⁾ 課税標準となるべき価格の欄には、住宅用土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和9年3月31日までに行われたときは、課税標準となるべき額の2分の1に相当する額を記入してください。
- 2 土地の明細等の欄中「取得後2年以内」とあるのは、土地の取得が令和8年3月31日までに行われたときは「取得後3年以内（100区画以上の共同住宅等の新築（予定）の場合は取得後4年以内）」と読み替えてください。
- 3 ⁽¹⁰³⁾ 住宅の特例又は土地の減額の適用に係る申告事項について、それぞれの事実を証明する書類を添えてください。

令和13年3月31日

第76号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 不動産取得税申告（報告）書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
 住(居)所又は所在地
 (ふりがな)
 氏名又は法人名及び
 代表者氏名
 個人番号又は法人番号
 電話番号

次のとおり不動産を取得したので申告（報告）します。

不動産の明細	土	所在地	地番	地目	地積
				宅地・山林・畑・雑種地 公衆用道路 その他()	m ²
	土地の現況	用途	取得年月日	取得原因	
	宅地・畑・田・造成中 その他()	住宅地・店舗等用地 駐車場・通路 その他()	.	売買・贈与・交換・財産分与 その他()	
家屋	所在及び地番	家屋番号	種類	構造	床面積
			居宅・店舗・事務所 共同住宅・工場 その他()	木造・軽量鉄骨造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他() 階建	m ²
	用途	取得年月日	取得原因		
	1 住宅(自己居住用) 2 住宅(貸家用) 3 住宅(その他)	4 非住宅(店舗・事務所等) 5 その他()	.	新築・売買・贈与・財産分与 その他()	
非課税の特例	地方税法第73条の14第1項又は第3項(住宅を新築した場合又は耐震基準適合既存住宅を取得した場合の課税標準の特例)の適用			有・無	
	地方税法第73条の24第1項、第2項又は第3項の適用 〔土地の取得後2年(注)以内又は取得前1年以内の住宅の新築又は取得(予定)等の有無〕			住宅の新築又は取得(予定)の年月日	.
				床面積 〔併用住宅にあつては、住宅部分の面積〕	m ²
				住宅の種類	一戸建・共同住宅・併用住宅
	注 1 土地の取得が、令和8年3月31日までに終わった場合3年 2 1の場合で、当該土地に100区画以上の共同住宅等の新築(予定)がある場合4年			注 地方税法第73条の24第3項が適用される場合のみ記入	耐震改修の完了(予定)の年月日 居住の用に供した又は供する予定の年月日 総務省令で定める耐震基準適合証明の有無
は項	その他非課税、特例控除又は減額に関する規定の適用			有・無	1 被取用不動産の代替不動産 2 被災不動産の代替不動産 3 その他()

令和13年3月31日

※ 固定資産課税台帳の登録価格	土地	円	家屋	円
※ 市町村長の評価見込額	土地		家屋	
※ 不動産の価格決定についての市町村長の意見				
※ 固定資産課税台帳の登録価格 不動産の評価見込額 不動産の価格決定についての意見	は、以上のとおりです。 年 月 日 市 町 村 長 印			

- 備考
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 「非課税、特例控除又は減額に関する事項」の各欄に記載の規定の適用がある場合には、それぞれの事実を証する書類を添えてください。ただし、住宅を新築した場合の課税標準の特例（地方税法第73条の14第1項）の適用がある場合は、その必要はありません。

第113号様式から第125号様式まで 削除
 第126号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自動車税環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長等に関する報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

市長

次のとおり自動車税環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長等について報告します。

一般国道、 高速自動車国道及び 県道	延長	一般国道（橋りようを除く。）		高速自動車国道 （橋りようを除く。）	県道（橋りようを 除く。）	橋りよう	合計
		指定区間内のもの	指定区間外のもの				
		m	m	m	m	m	m
面積	面積	一般国道（橋りようを除く。）		高速自動車国道 （橋りようを除く。）	県道（橋りようを 除く。）	橋りよう	合計
		指定区間内のもの	指定区間外のもの				
		砂利道	舗装道				
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

備考 1 道路の範囲は、指定市の区域内に存する一般国道、高速自動車国道及び県道のうち次に掲げるものを除いたものとします。

- (1) 指定市がその管理について経費を負担しない道路
- (2) 渡船施設
- (3) 路面幅員が2.5メートル未満である道路
- (4) 道路整備特別措置法の規定により料金を徴収する道路

2 道路の延長及び面積は、次により算定してください。

- (1) 道路の延長にあつては道路法第28条第1項に規定する道路台帳に記載されている道路の延長とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとします。この場合において、その算出をした数に1メートル未満又は1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入します。

- (2) この算定は、毎年度、前年の4月1日現在において行うものとします。

第127号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A5横長型)

エネルギー消費効率 km/L		車両重量 kg	燃料 軽・揮・その他 構造	バリアフリー特例 (受・否)	乗車定員 人
車両総重量 kg		変速装置 AT・MT	A・B1・B2	ASV特例 (受・否)	車両総重量 kg
自動車税環境性能割修正申告書					
登録 (車両) 番号	年 月 日 <input type="checkbox"/> 横浜 <input type="checkbox"/> 川崎 <input type="checkbox"/> 相模 <input type="checkbox"/> 湘南	(かな)	登録 (届出) 年 月 日	取扱者	責任者
主たる定置場 の所在地	同居先 団地 (住宅)	棟 号 方 号 (電話)	既申告区分 当 初 申 告 年 月 日	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 使用者の変更 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 販売業者等の使用開始	
所有者 (使用者)	氏名 (法人の名称)	種 別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 三輪	取得原因 因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> ()	付加物及びその価額 円
初度登録年 年	車名	型 式	通常の取得価額 円		
修正申告の理由その他			課税標準額 千円		※ 納 付 状 況
			税 額 (ア) 円		
			既確定税額 (イ) 円		
			差引納付税額 (ア) - (イ)		

- 備考 1 には、該当するものに☒のように記入してください。
 2 文字は、楷書で、明瞭に記入してください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。
 4 「バリアフリー特例」欄及び「ASV特例」欄については、特例の適用を受けようとするか否かについて該当する項目を○で囲んだ上で、特例の適用を受けようとする場合は、必要事項を記入してください (複数の特例の適用を受けることはできません)。

自動車税環境性能割徴収猶予申告書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長殿

郵便番号
 住（居）所又は所在地
 氏名又は法人名及び
 代表者氏名
 電話番号

次のとおり自動車税環境性能割の徴収猶予を申告します。

取得した自動車	主たる定置場の所在地		車名及び型式	
	登録（車両）番号		取得年月日	・ ・ ・
自動車税環境性能割の申告年月日	・ ・ ・		税額	円
徴収猶予を申告する税額		円	申告する徴収猶予の期間	・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで
譲渡担保財産の設定者への移転予定年月日	・ ・ ・	譲渡担保財産の設定者	住（居）所等	
			氏名 (法人の名称)	
備考				

備考 譲渡担保設定契約書の写しを添えてください。

自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 回

年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号で承認しました徴収猶予は、地方税法第164条第4項の規定により取り消します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

理 由

自動車税環境性能割還付（納付義務免除）申請書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長殿

住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり自動車税環境性能割の還付（納付義務免除）を申請します。

取得した 自動車	主たる定置場 の所在地		車名及び型式	
	登録（車両）番号		取得年月日	・
自動車税環 境性能割の 申告年月日	・		税 額 (還付申請金額)	円
譲渡担保財産としての 自動車を取得した場合	譲渡担保財産の設定者への 移 転 年 月 日	・		
	譲渡担保財産の設定者	住（居）所等		
		氏 名 (法人の名称)		
1月以内に自動車を販 売業者に返還した場合	返 還 年 月 日	・	返還の 理 由	
	返 還 先			
口座振込による 還付金の受領	金融機関名	申請人名義の 預金の種類	口座番号	備 考

- 備考 1 口座振込による還付金の受領の欄には、口座振込を希望する場合に記入してください。
- 2 譲渡担保財産の取得の場合には、譲渡担保設定契約書の写しを添えてください。
- 3 1月以内に自動車の返還があつた場合には、売買契約書の写し及び返還のあつたことを証明する書類の写しを添えてください。

自動車税環境性能割更正（決定）通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長 宛

次のとおり自動車税環境性能割及び加算金額を更正（決定）したので、通知します。
なお、審査請求及び処分の取消しの訴えに関する事項については、裏面を御覧ください。

登録（車両）番号		登録年月日	・ . .
区 _____ 分	課税標準額	税率	税 額
更正（決定）額	円	100	円
申告額			
差引不足額		/	
区 _____ 分	基礎税額	適用率	金 額
加 算 金	千円	100	円
		100	
		100	
重 加 算 金		100	
		100	
納 期 限	・ . .	申 告 期 限 (本来の納期限)	・ . .
納 付 場 所	神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関		

不足税額については、裏面記載の計算による延滞金を加算して納付してください。

(裏)

- 1 この通知書に記載されている処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金の計算	<p>延滞金については、申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した金額となります。この場合における年当たりの割合は、<small>じゆん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</p>
--------	--

(裏)

備考 1 地方税法第146条の規定により表記のとおり自動車税種別割が課されますので、納付してください。

2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に
応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り
捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、
当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1
パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パ
ーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」とい
う。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適
用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加
算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)と
し、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの
割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年
7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセン
トの割合)とする。前年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

3 自動車を廃車した場合において、その旨の自動車税種別割申告書を提出したとき
は、当該提出により、次の算式により求めた税額について減額のお知らせがされたものと
みなし、減額の通知をしませんので、ご承知ください。

廃車をした日の属する月の
税額× $\frac{\text{減額される税額}}{\text{翌月から3月までの月数}}$ とする。) (100円未満の端数は、100円と

4 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日
から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

5 この通知書に記載されている処分については、上記4の審査請求に対する裁決を経
た場合に限る。神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県
知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か
月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁
決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付場所	神奈川県指定金融機関 神奈川県指定代理金融機関 神奈川県収納代理金融機関 全国の地方税統一QRコード対応金融機関 主なコンビニエンスストア（納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。）
------	---

--

--

様 納 税 通 知 書 (口座振替用)		
自動車税種別割	年 度	年 度
自動車登録番号		
上記登録番号の	円	
自動車の税率	円	
減免税額	円	
税 額	円	
振 替 日	年 月 日	年 月 日
納 期 限	年 月 日	年 月 日
取 扱 金 融 機 関		
大 口 コ ー ド		
様 自動車税種別割納税通知書 神奈川県自動車税管理事務所		
上記のとおり通知します。 年 月 日 神奈川県自動車税管理事務所長 関		

(裏)

表記の税額は、先に御依頼のあったとおり、あなたが指定した預金口座から口座振替の方法により表記の振替日に納付されます。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限る、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 1 地方税法第146条の規定により表記のとおり自動車税種別割を課税しました。

- 2 自動車を廃車した場合において、その旨の自動車税種別割申告書を提出したときは、当該提出により、次の算式により求めた税額について減額の告知がされたものとみなし、減額の通知をしませんので御承知ください。

$$\frac{\text{税額} \times 12}{\text{月数}}$$

＝減額される税額（100円未満の端数は、100円とする。）

- 3 口座振替が不能のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金を加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第132号様式の3 (自動車税種別割随時課税等用) (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

様

納税通知書(随時課税等用)

自動車税種別割	年度(月随時分)
自動車登録番号	
課税標準	上記の登録番号の自動車
課税すべき年度	
税率(1台につき)	円
減免税額	円
税額	円
納期限	年 月 日

上記のとおり通知します。

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 印

- 1 地方税法第146条の規定により上記のとおり自動車税種別割が課されますので、納付してください。なお、予納額がある場合の差引税額は次のとおりです。

税額 A	予納額 B	差引税額 (A-B)
円	円	円

- 2 延滞金については、納期限の翌日(この納税通知書が地方税法第177条の11第7項の規定によるものである場合は、納税通知書を発した日の翌日)から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(この納税通知書が地方税法第177条の11第7項の規定によるものである場合は、納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間及び当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した金額となります。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。
- 3 自動車を廃車した場合において、その旨の自動車税種別割申告書を提出したときは、当該提出により、次の算式により求めた税額について減額の告知がされたものとみなし、減額の通知をしませんので、御承知ください。

第158条第17項

$$\text{税額} \times \frac{\text{廃車をした日の属する月の翌月から3月までの月数}}{12} = \text{減額される税額}$$

[100円未満の端数は、]
100円とする。]

- 4 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 5 この通知書に記載されている処分については、上記4の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付 場所	神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関
----------	---------------------------------------

第132号様式の4 (自動車税種別割一括納税用) (別表第4関係) (表) (用紙 縦15.2センチメートル 横38センチメートル)

電算
パンチ

自 県 税

都道府県コード 140007 領収済通知書

納税者氏名 (法人の名称)

区分	入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8	6	0	8	5

年度	納付税額	千	百	十	万	千	百	十	円

一括納税番号 (大口コード)	納期限	年	月	日
----------------	-----	---	---	---

上記の金額を領取したので、通知します。
神奈川県自動車税管理事務所出納員殿

領収日付印

自

都道府県コード 140007 納付書 (原符)

納税者氏名 (法人の名称)

区分	入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8	6	0	8	5

年度	納付税額	千	百	十	万	千	百	十	円

一括納税番号 (大口コード)	納期限	年	月	日
----------------	-----	---	---	---

上記の金額を納付します。

収納通知先
神奈川県自動車税管理事務所

日 計 円

領収日付印

自 県 税

都道府県コード 140007 領収証書

納税者氏名 (法人の名称)

区分	入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8	6	0	8	5

年度	納付税額	千	百	十	万	千	百	十	円

一括納税番号 (大口コード)	納期限	年	月	日
----------------	-----	---	---	---

上記の金額を納付してください。

年 月 日
神奈川県自動車税管理事務所長 殿

上記の金額を領収しました。

領収日付印

納付場所
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関、神奈川県地方税統一QRコード対応金融機関

一括納税番号 (大口コード)	税額 (合計)	年	月	日
自動車税種別割	納期限			

課税標準	税率	税額
別添付表記載の自動車	別添付表のとおり	

様

一括納税番号 (大口コード)	税額 (合計)	年	月	日
自動車税種別割	納期限			

備考 1 地方税法第146条の規定により表記のとおり自動車税特別割が課されますので、納付してください。

2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した延滞金が増加されます。この場合における年当たりの割合は、前年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

3 自動車税を廃止した場合において、その旨の自動車税特別割申告書を提出したときは、当該提出に告知されたものとみなし、減額の通知をしませんので、御承知ください。

税額×月から3月までの日数
12
=減額される税額(100円未満の端数は、100円とする。)

4 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

5 この通知書に記載されている処分については、上記4の審査請求に対する裁決をされた場合に限って、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を解しないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

付表（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自動車税種別割納税通知書（一括納税用）内訳書

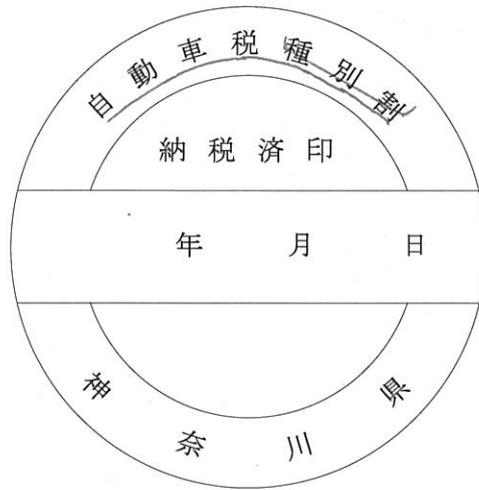
年度	一括納税番号（大口コード）
納税者氏名（法人の名称）	

支店等 コード					
納 税 義 務 者	氏 名（法人名）				
	住 所（所在地）				
自動車登録番号	登録年月日	車台番号下3桁	税 額（税率）	予 納 額	差 引 税 額
			円	円	円
小 計					

合 計 税 額	円	合 計 件 数	件
合 計 予 納 額		合 計 予 納 件 数	
合計差引税額（納付税額）		合計差引件数	

備考 合計予納件数は、一部予納件数を除きます。

第137号様式（別表第4関係）（規格 直径2.5センチメートル）



第141号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A 4縦長型）

自動車税種別割の賦課徴収に関する事項の照会書

第 号
年 月 日

様

神奈川県自動車税管理事務所長

あなたが所有権を留保している下記の自動車の買主の住所等が不明ですので、当該自動車の買主に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する事項を、別紙報告書により、この照会書を受け取った日から15日以内に報告してください。

記

- 1 登録番号
- 2 買主の氏名
- 3 自動車税種別割申告書記載の住所

第141号様式の2（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自動車税種別割の賦課徴収に関する事項の報告書

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

郵便番号

住（居）所又は所在地

氏名又は法人名及び

代表者氏名

次のとおり自動車税種別割の賦課徴収に関する事項を報告します。

登録番号	横浜・川崎・相模・湘南		
車台番号			
自動車の買主	住（居）所等	(電話)	
	氏名 (法人の名称)		
	勤務先 (事務所) 所在地	(電話)	
	名称		
売買契約の内容	契約年月日	・ ・	割賦回数 回
	売買代金	円	代金の支払方法
	特約事項等		
当該自動車の占有の状況	1 買主において占有している。 2 売主において占有している（年 月 日以降）。 3 その他（ ）		
その他参考となる事項			

備考 代金の支払方法の欄には、買主の支払金融機関の名称及び支店名を記入してください。